

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応について(通知)

長野県長野高等学校定時制

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 家庭と連携した朝・晩の検温及び風邪症状の確認(同居家族の体調確認等を含む)
- (2) こまめな手洗い(外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、食事の前、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったとき、帰宅後、等)
- (3) 多くの生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- (4) マスクの着用(健康被害の可能性が高い場合を除き、校内においては常時着用)
- (5) 「三つの密」の回避
 - 1) 換気は少なくとも30分に1回窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。(空調使用時も換気が必要)
 - 2) 身体的距離の確保
座席の配置は、生徒の間にできるだけ2メートル(最低1メートル)の距離を確保し、対面としない。

2 登校における注意事項

- (1) 登校に際しては「健康チェックカード」に基づき自身の体調確認をする。さらに家族の体調確認を行う。
- (2) 「健康チェックカード」を持参する。体調確認を忘れた生徒は職員室で体温測定をする。
- (3) 毎日、SHRにて「健康チェックカード」により健康確認を行う。
- (4) 公共交通機関を用いる際には友達同士であっても社会的距離を保ち、極力話をしない。また、できるだけ徒歩や自転車等を併用する。
- (5) 登校できなかった場合(下記3「出席停止等となる場合について」に該当)は、欠席とはせず出席停止扱いとするので、必ず自宅で療養あるいは待機して外出を極力控えるとともに、その旨を学校へ連絡する。

3 出席停止等となる場合について

新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない(指導要録上は「出席停止・忌引き等の日数」とする)。

- (1) 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- (2) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合。
- (3) 生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合。
- (4) 生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合。
- (5) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合。
- (6) 生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合。

4 授業における注意事項

- (1) 教室等での授業においては、換気のため窓の開放等の対応を行う。
- (2) 授業中は、エアコン使用中でも換気を行い、またその間にトイレに行くことを認め、休み時間に利用者が集中することを回避する。

5 給食における注意事項

飲食時が最も飛沫感染等の懸念が高まるため、以下の点に留意する。

- (1) 食事前
 - ・手洗い、手指の消毒を徹底する。
 - ・食器等の受け取り時や飲料の配膳時は、並ぶ間隔（最低1メートル）を空ける等、密集を避ける。
 - ・爪を切るなど清潔な手指を心がける。
- (2) 食事中
 - ・対面はせず同方向を向き、間隔を空けて食事をとる。
 - ・できるだけ会話を控える。
 - ・食べる直前にマスクをはずし、食べ終わったらマスクを着ける。
- (3) 食事後
 - ・食堂を出る際に手洗い、もしくは手指の消毒をする。
 - ・職員は机上（配膳台を含む）を消毒する。

6 クラブ活動について

(1) 基本的な考え方

クラブ活動を行う際には、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、および本校の「部活動方針」により行う。

(2) 感染防止対策の徹底

- ・クラブ活動の参加については、生徒本人と保護者の意向を尊重する。
- ・生徒に発熱等の風邪症状がみられる時は、クラブ活動への参加を見合わせ、自宅で休養するように指導する。
- ・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っで発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施を慎重に検討する。
- ・用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。また、生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。
- ・体育館等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開けて換気を行う。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・大会等へ参加する場合は、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、学校長が判断する。

| |
|--|
| 長野県長野高等学校 定時制 担当 佐々木 俊秀 (教頭) 電話 026-234-1215 (代表) FAX 026-234-3500 Email nagano-hs@pref.nagano.lg.jp |
|--|